

○東串良町ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に関する住民票
の写し等の交付に係る事務取扱規程

平成21年11月12日東串良町訓令第7号

東串良町ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に関する住民票
の写し等の交付に係る事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）及びストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。）の被害者に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民票の写しの交付等」という。）についての支援措置に関する取扱について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

(支援申出者)

第2条 町が備える住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者で、次の各号に掲げる者は支援の申出をすることができる。

- (1) 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者
- (2) ストーカー規制法第7条に規定する被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがある者

(支援の申出)

第3条 支援措置の実施を求める申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、住民基本台帳事務における支援措置申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）により町長に申出を行うことができる。

- 2 申出者は、当該申出者と同一の住所を有する者について、当該申出者と併せて支援措置を実施することを求めることができる。
- 3 申出者が第1項の申出ができない場合は、代理人により当該申出を行うことができる。この場合において、法定代理人にあつては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあつては指定の事実を確認するに足る書類を提示させるなどの方法によりその資格を確認するも

のとする。

(他の市町村に係る申出)

第4条 申出者は、他の市町村に対して併せて支援措置を実施することを求めることができる。この場合において、申出者は、他の市町村に対する申出について前条第1項の申出書に記載するものとする。

(申出者等の本人確認)

第5条 申出者及びその代理人（以下「申出者等」という。）の本人確認は、官公署が発行した免許証、許可証又は、資格証明書等（本人の写真が添付されたものに限る。）の提示を求めるなどの方法により行うものとする。

2 町長は、申出者等がやむを得ない理由により前項に規定する書類を提示できないときは、当該申出者等に対して口頭で質問することによりその本人であることの確認を行うことができる。

(支援の必要性の確認)

第6条 町長は、申出者が第2条各号に規定する者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民票の写しの交付等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察署等（警察本部又は警察署をいう。以下同じ。）から意見を聴取し確認するものとする。

2 前項の警察署等からの意見の聴取は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 申出者が事前に警察署等に相談している場合であって、当該申出者の提出した申出書に警察署等の意見が付されている場合は、当該警察署等への電話により当該意見の内容を確認する。

(2) 申出者が事前に警察署等に相談している場合であって、当該申出者の提出した申出書に警察署等の意見が付されていないが、申出者が相談先の欄に警察署等の連絡先を記入している場合は、当該警察署等に電話で連絡した後、当該申出書を警察署等に送付し、当該申出書に意見を付させ、又は別に意見書を添付させる。

(3) 申出者が事前に警察署等に相談していない場合においては、原則として当該申出者に対して警察署等への相談を促し、当該申出者が警察署等へ相談したことを確認した後、当該申出書を警察署等へ送付し、当該申出書に意見を付させ、又は別に意見書を添付させる。

3 町長は、申出者の保護のため特に緊急性が認められる場合には、前項の規定にかかわらず警察署等から電話により意見を聴取することができる。

(支援措置の実施の決定)

第7条 町長は、前条の規定により聴取した意見に基づき、支援措置を実施することの必要性を確認し、支援措置の実施の可否を決定するものとする。

- 2 申出者が配偶者暴力防止法に規定する保護命令を受けている場合で、その事実を、申出者が提出した裁判所が発行する証明書により確認したときは、支援措置を実施するものとする。

(決定又は却下の通知)

第8条 町長は、前条の規定により支援措置の実施の決定を行ったときは、当該支援措置の実施の決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）に対して速やかに支援措置決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 町長は、前条の規定により支援措置を実施することの必要性が確認できなかったときは、当該申出者に対して速やかに支援措置却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(他の市町村長への申出書の写し送付)

第9条 町長は、第7条の規定により支援措置の実施の決定を行った場合であって、当該申出者が第4条に規定する他の市町村に対する申出を行っているときは、当該申出書の写しを当該他の市町村に対して送付するものとする。

(他の市町村長から送付された申出書の写しの扱い)

第10条 町長は、他の市町村から申出書の写しが送付されてきたときは、当該他の市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）を経由して申出がなされたものとし、第6条の規定により支援の必要性を確認するものとする。この場合において、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことが明らかな場合は、町長が支援措置の実施の決定を行ったものとして取り扱うものとする。

(支援措置)

第11条 支援対象者に対する支援措置の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町長は、加害者から支援対象者に係る住民票の写しの交付等の請求があった場合は、住民基本台帳法第12条第6項及び第20条第5項に規定する不当な目的にあたるものとして当該請求を拒否するものとする。
- (2) 町長は、支援対象者本人から住民票の写しの交付等の請求があった場合は、第5条に規定する方法により当該請求者が当該支援対象者本人であることを確認した上で、当該請求に応じるものとする。
- (3) 町長は、特別の必要があると認める場合は、支援対象者とあらかじめ代理人又は使者を取り決めることができる。この場合において、当該代理人又は使者による当該支援対象者本人からの住民票の写しの交付等の請求については、前号の規定にかかわらず当該支援対象者本人の請求の意思の確認を取った上で応じるものとする。

(4) その他の第三者から支援対象者に係る住民票の写しの交付等の請求があった場合は、請求者が本人であることを確認するとともに、請求理由を明らかにする文書等の提示を求めるものとする。

(5) 町長は、住民基本台帳法第11条の規定により調製した住民票の一部の写しから支援対象者にかかる部分を除外し、又は抹消することができる。

(支援措置の実施期間)

第12条 支援措置の実施期間は、第8条に規定する支援措置の実施の決定通知を行った日（以下「支援開始の連絡日」という。）から起算して1年を経過した日の属する月の末日までとする。

(支援措置の実施の延長)

第13条 支援対象者は、支援措置の実施期間終了の日の1月前から支援措置継続申出書（様式第4号）により支援措置の実施の延長を求める申出をすることができる。

2 支援措置の実施の延長を求める申出は、1年を超えない範囲で回数に制限なく行うことができる。

3 町長は、第1項の申出を受けたときは、第6条から第9条までの規定を準用するものとする。

(支援措置の実施の終了)

第14条 町長は、支援対象が次の各号のいずれかに該当するときは、支援措置を終了する。

(1) 支援措置者から支援措置解除届（様式第5号）により支援措置の終了の申出を受け付けたとき。この場合において、当該申出は当初受付市町村長が受け付けるものとする。

(2) 支援措置の実施期間を経過し、延長がなされなかったとき。

(3) 当初受付市町村長から支援の終了を求める通知があったとき。

(4) その他町長が支援の必要性がなくなつたと認めたとき。

2 町長は、支援措置の実施を終了したときは、支援措置終了通知書（様式第6号）により当該支援対象者及び当該支援者に係る支援措置を実施している他の市町村長に対して速やかに通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成21年11月12日から施行する。